

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

（令和 2 年 10 月 1 日改正）

改 正 後	改 正 前
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(趣旨等)</p> <p>第 1 条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、長野県建設部が所掌する公共事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地補償総合技術業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、建設事務所長又は砂防事務所長（以下「所長」という）をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者をいう。</p> <p>四 「検査職員」とは、契約書第 32 条第 2 項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。</p> <p>五 「主任技術者」とは、次に掲げる者で、受託者が受注者へ届け出た者をいう。</p> <p>(1) 用地測量業務 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条により登録された測量士</p> <p>(2) 用地測量業務以外の用地調査等 この用地調査等の主たる補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者</p> <p>六 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって再委託する者をいう。</p> <p>七 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>八 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>九 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(趣旨等)</p> <p>第 1 条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、長野県建設部が所掌する公共事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、建設事務所長又は砂防事務所長（以下「所長」という）をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者をいう。</p> <p>四 「検査職員」とは、契約書第 31 条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。</p> <p>五 「主任技術者」とは、次に掲げる者で、受託者が受注者へ届け出た者をいう。</p> <p>(1) 用地測量業務 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条により登録された測量士</p> <p>(2) 用地測量業務以外の用地調査等 この用地調査等の主たる補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者</p> <p>六 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって再委託する者をいう。</p> <p>七 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>八 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>九 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契</p>

改 正 後	改 正 前																												
<p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第8条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく、長野県公共測量作業規程(昭和62年3月30日61監第635号)により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する(第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等(キュービクル式受変電設備を除く。))、太陽光発電設備(建材型)等)</p> <p>(2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・排水、衛生設備</p> <p>(5) 空調(冷暖房・換気)設備</p> <p>(6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)</p> <p>(7) 排煙設備</p> <p>(8) 汚物処理設備</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物	<p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第8条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく、長野県公共測量作業規程(昭和62年3月30日61監第635号)により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する(第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等(キュービクル式受変電設備を除く。))、太陽光発電設備(建材型)等)</p> <p>(2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)</p> <p>(3) ガス設備</p> <p>(4) 給・排水、衛生設備</p> <p>(5) 空調(冷暖房・換気)設備</p> <p>(6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)</p> <p>(7) 排煙設備</p> <p>(8) 汚物処理設備</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																												

改正後		改正前	
(9) 煙突 (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。） (11) 避雷針 ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。		(9) 煙突 (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。） (11) 避雷針 ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。	
三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。		三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。	
表2 工作物区分		表2 工作物区分	
区分	判断基準	区分	判断基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。	機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等	生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等	附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。	庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。	墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

改正後		改正前	
<p>四 立竹木は、庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。</p> <p>表3 立竹木区分</p>		<p>四 立竹木は、庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。</p> <p>表3 立竹木区分</p>	
区分	判断基準	区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木</p> <p>名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p>	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木</p> <p>名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p>	

改正後	改正前
<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第9条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(業務の着手)</p> <p>第10条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p> <p>(書類提出)</p> <p>第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする。</p> <p>4 前項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>5 前項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第9条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(業務の着手)</p> <p>第10条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p> <p>(書類提出)</p> <p>第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする。</p> <p>4 前項において、受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>5 前項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(監督職員の指示等)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。</p> <p>3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第36号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第37号）により行うものとする。</p> <p>5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第38号）により行うものとする。</p>	<p>(監督職員の指示等)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。</p> <p>3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第36号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第37号）により行うものとする。</p> <p>5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第38号）により行うものとする。</p>
<p><u>(削除)</u></p> <p>以下第16条(貸与品等)～第166条(検証) (条番号変更)</p>	<p><u>(提出する書類)</u></p> <p><u>第16条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を、提出期日までに監督職員を経て発注者に提出しなければならない。</u></p>
<p>(貸与品等)</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。</p> <p>2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。</p>	<p>(貸与品等)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。</p> <p>2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。</p>
<p>(立入り及び立会い)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p>	<p>(立入り及び立会い)</p> <p>第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p>
<p>(障害物の伐除)</p> <p>第18条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>(障害物の伐除)</p> <p>第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(身分証明書の携帯)</p> <p>第19条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。</p> <p>2 主任技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。</p>	<p>(身分証明書の携帯)</p> <p>第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。</p> <p>2 主任技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。</p>
<p>(算定資料)</p> <p>第20条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。</p>	<p>(算定資料)</p> <p>第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。</p>
<p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第21条 受注者は、<u>契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し</u>、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p>	<p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、<u>業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第24号）を作成して</u>監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p>
<p>(成果物の一部提出等)</p> <p>第22条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p>	<p>(成果物の一部提出等)</p> <p>第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p>
<p>(成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 背表紙には、年度（又は履行期限の年月）、業務名、路線（河川）名並びに発注者及び受託者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</p> <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別記2成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を<u>契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し</u>、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p>	<p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 背表紙には、年度（又は履行期限の年月）、業務名、路線（河川）名並びに発注者及び受託者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</p> <p>2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。</p> <p>3 提出する成果物は、別記2成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を<u>契約書第40条に定める瑕疵担保の期間保管し</u>、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(検査)</p> <p>第24条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p> <p>(修補)</p> <p>第25条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第26条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、<u>契約書第30条第1項</u>に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第27条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。</p> <p>三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p>	<p>(検査)</p> <p>第25条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p> <p>(修補)</p> <p>第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第31条第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第27条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、<u>契約書第29条第1項</u>に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第28条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。</p> <p>三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>第2節 数量等の処理</p> <p>(建物等の計測)</p> <p>第32条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。</p> <p>2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。</p> <p>3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。</p> <p>4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</p> <p>二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち<u>株物</u>、<u>玉物</u>、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</p> <p>三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。</p> <p>(図面等に表示する数値及び面積計算)</p> <p>第33条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。</p> <p>3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。</p> <p>4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。</p> <p>(計算数値の取扱い)</p> <p>第34条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。</p> <p>2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。</p> <p>一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。</p> <p>二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。</p> <p>三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。</p> <p>(補償額算定調書に計上する数値)</p> <p>第35条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第33条による計測値</p>	<p>第2節 数量等の処理</p> <p>(建物等の計測)</p> <p>第33条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。</p> <p>2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。</p> <p>3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。</p> <p>4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</p> <p>二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち<u>株物類</u>、<u>玉物類</u>、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</p> <p>三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。</p> <p>(図面等に表示する数値及び面積計算)</p> <p>第34条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。</p> <p>2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。</p> <p>3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。</p> <p>4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。</p> <p>(計算数値の取扱い)</p> <p>第35条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。</p> <p>2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。</p> <p>一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。</p> <p>二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。</p> <p>三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。</p> <p>(補償額算定調書に計上する数値)</p> <p>第36条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第33条による計測値</p>

改正後	改正前
<p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第79条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</p> <p>二 縮尺は、原則として、次の区分による。</p> <p>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</p> <p>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</p> <p>三 用紙は、<u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第11条により制定された<u>日本産業規格</u>（以下「<u>日本産業規格</u>」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、<u>日本産業規格</u>A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。</p> <p>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</p> <p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積</p> <p>(2) 用途地域</p> <p>(3) 建ぺい率</p> <p>(4) 容積率</p> <p>(5) 建築年月</p> <p>(6) 構造概要</p> <p>(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 建物延べ床面積</p>	<p>第2節 調査書等の作成</p> <p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</p> <p>二 縮尺は、原則として、次の区分による。</p> <p>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</p> <p>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</p> <p>三 用紙は、<u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第11条により制定された<u>日本工業規格</u>（以下「<u>日本工業規格</u>」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、<u>日本工業規格</u>A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。</p> <p>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</p> <p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積</p> <p>(2) 用途地域</p> <p>(3) 建ぺい率</p> <p>(4) 容積率</p> <p>(5) 建築年月</p> <p>(6) 構造概要</p> <p>(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 建物延べ床面積</p>

改正後	改正前
<p>3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料 <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第104条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号） 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日） 三 住居の占有面積及び使用の状況 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 五 その他必要と認められる事項 <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前二項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>(動産に関する調査)</p> <p>第105条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第106条 営業に関する調査書は、104条の調査結果を基に営業調査表（様式第18号の1から18号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>2 居住者等の調査に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者調査表（<u>様式第19号の1、第19号の2</u>）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p>	<p>3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料 <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第105条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号） 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日） 三 住居の占有面積及び使用の状況 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 五 その他必要と認められる事項 <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前二項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>(動産に関する調査)</p> <p>第106条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第107条 営業に関する調査書は、104条の調査結果を基に営業調査表（様式第18号の1から18号の4）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>2 居住者等の調査に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者等調査表（<u>様式第19号</u>）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第107条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 消費税等調査</p> <p>(消費税等に関する調査等)</p> <p>第108条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。</p> <p>(調査)</p> <p>第109条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</p> <p>四 消費税簡易課税制度選択届出書</p> <p>五 消費税簡易課税制度不適用届出書</p> <p>六 消費税課税事業者選択届出書</p> <p>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</p> <p>八 消費税課税事業者届出書</p> <p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</p> <p>十 法人設立届出書</p> <p>十一 個人事業の開廃業等届出書</p> <p>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 <u>高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</u></p> <p>十四 その他の資料</p>	<p style="text-align: center;">第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第108条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 消費税等調査</p> <p>(消費税等に関する調査等)</p> <p>第109条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。</p> <p>(調査)</p> <p>第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</p> <p>四 消費税簡易課税制度選択届出書</p> <p>五 消費税簡易課税制度不適用届出書</p> <p>六 消費税課税事業者選択届出書</p> <p>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</p> <p>八 消費税課税事業者届出書</p> <p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</p> <p>十 法人設立届出書</p> <p>十一 個人事業の開廃業等届出書</p> <p>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 その他の資料</p>

改正後	改正前
<p>2 受託者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第 110 条 消費税等に関する調査書は、第 110 条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（<u>「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」</u>（令和元年 9 月 20 日中央用対第 4 号中央用地対策連絡協議会事務局長通知）別添－ 5 参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第 21 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p>第 9 章 予備調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 111 条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第 28 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第 112 条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 所在地、名称及び代表者名 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 四 財務状況 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先） 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの） 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 113 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>2 受託者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(補償の要否の判定等)</p> <p>第 111 条 消費税等に関する調査書は、第 110 条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（<u>「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」</u>（平成 9 年 4 月 1 日中央用対第 8 号中央用地対策連絡協議会事務局長通知）別添－ 5 参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第 21 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p> <p>第 9 章 予備調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 112 条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第 28 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第 113 条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 所在地、名称及び代表者名 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 四 財務状況 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先） 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの） 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 114 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第11章 再算定業務</p> <p>(再算定業務)</p> <p>第127条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。</p> <p>(再算定の方法)</p> <p>第128条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の<u>削除</u>補償額の算定方法により行うものとする。</p> <p>一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。</p> <p>二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。</p>	<p>第11章 再算定業務</p> <p>(再算定業務)</p> <p>第128条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。</p> <p>(再算定の方法)</p> <p>第129条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の<u>移転工法及び</u>補償額の算定方法により行うものとする。</p> <p>一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。</p> <p>二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。</p>

改正後			改正前		
【様式一覧】			【様式一覧】		
様式第1号	貸与品等引渡通知書	注意書きを一部修正	様式第1号	貸与品等引渡通知書	
様式第2号	貸与品等受領書	注意書きを一部修正	様式第2号	貸与品等受領書	
様式第3号	貸与品等清算書	注意書きを一部修正	様式第3号	貸与品等清算書	
様式第4号	貸与品等返納所	注意書きを一部修正	様式第4号	貸与品等返納所	
様式第5号	障害物伐採報告書	注意書きを一部修正	様式第5号	障害物伐採報告書	
様式第6号の1	土地の登記記録調査票（一覧）	注意書きを一部修正	様式第6号の1	土地の登記記録調査票（一覧）	
様式第6号の2	土地の登記記録調査票	注意書きを一部修正	様式第6号の2	土地の登記記録調査票	
様式第7号の1	建物の登記記録調査票（一覧）	注意書きを一部修正	様式第7号の1	建物の登記記録調査票（一覧）	
様式第7号の2	建物の登記記録調査票	注意書きを一部修正	様式第7号の2	建物の登記記録調査票	
様式第8号の1	権利者調査票（土地）	注意書きを一部修正	様式第8号の1	権利者調査票（土地）	
様式第8号の2	権利者調査票（建物）	注意書きを一部修正	様式第8号の2	権利者調査票（建物）	
様式第10号の1	土地境界立会確認書	注意書きを一部修正	様式第10号の1	土地境界立会確認書	
様式第10号の2	土地境界立会確認書	注意書きを一部修正	様式第10号の2	土地境界立会確認書	
様式第11号	土地調書		様式第11号	土地調書	
様式第12号	物件調書		様式第12号	物件調書	
様式第13号	不動産調査報告書		様式第13号	不動産調査報告書	
様式第14号	工作物補償額算定書	注意書きを一部修正	様式第14号	工作物補償額算定書	
様式第17号の1	計画概要票（検討資料）	注意書きを一部修正	様式第17号の1	計画概要票（検討資料）	
様式第17号の2	計画概要票	注意書きを一部修正	様式第17号の2	計画概要票	
様式第17号の3	面積比較表		様式第17号の3	面積比較表	
様式第17号の4	計画概要比較表	注意書きを一部修正	様式第17号の4	計画概要比較表	
様式第18号の1	営業調査総括表（1）	注意書きを一部修正	様式第18号の1	営業調査総括表（1）	
様式第18号の2	営業調査総括表（2）	注意書きを一部修正	様式第18号の2	営業調査総括表（2）	
様式第18号の3	従業員調査票	注意書きを一部修正	様式第18号の3	従業員調査票	
様式第18号の4	仕入先調査票	注意書きを一部修正	様式第18号の4	仕入先調査票	
様式第19号の1	居住者調査票		様式第19号	居住者等調査票	
様式第19号の2	居住者調査票	（追加）			
様式第21号	消費税等調査票	<新旧対象表>のとおり修正	様式第21号	消費税等調査票	
様式第22号の1	企業概要書	注意書きを一部修正	様式第22号の1	企業概要書	
様式第22号の2	移転工法（計画）案検討概要書	注意書きを一部修正	様式第22号の2	移転工法（計画）案検討概要書	
様式第22号の3	移転工法（計画）各案の比較表	注意書きを一部修正	様式第22号の3	移転工法（計画）各案の比較表	
様式第23号	補償説明記録簿		様式第23号	補償説明記録簿	
様式第24号	<u>（削除）</u>		様式第24号	用地調査等業務日報	
様式第30号	移転工法別経済比較表	注意書きを一部修正	様式第30号	移転工法別経済比較表	
様式第35号	担当技術者通知書	注意書きを一部修正	様式第35号	担当技術者通知書	
様式第36号	用地調査等業務の施行に関する指示票	注意書きを一部修正	様式第36号	用地調査等業務の施行に関する指示票	
様式第37号	用地調査等業務の施行に関する承諾書	注意書きを一部修正	様式第37号	用地調査等業務の施行に関する承諾書	
様式第38号	用地調査等業務の施行に関する協議書	注意書きを一部修正	様式第38号	用地調査等業務の施行に関する協議書	
様式第39号	打合せ記録簿		様式第39号	打合せ記録簿	

改正後	改正前
<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(監督職員氏名) 様</p> <p style="text-align: center;">受注者住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">障 害 物 伐 除 報 告 書</p> <p>年 月 日契約の のため、障害物を伐除したの で用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4判縦とする。</p>	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(監督職員氏名) 様</p> <p style="text-align: center;">受注者住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">障 害 物 伐 除 報 告 書</p> <p>年 月 日契約の のため、障害物を伐除したの で用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4判縦とする。</p>

改正後

改正前

様式第6号の2

土地の登記記録調査票

調査年月日	年	月	日	調査者		整理番号	
表題部(土地の表示)							
所在							
地番		最終支号		地目		地積	
所有者							
権利部甲区欄(所有権)							
登記名義人	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
権利部乙区欄(所有権以外の権利)							
登記名義人	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権利の種類		権利番号		権利の内容		
	権利の始期					存続期間	
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権利の種類		権利番号		権利の内容		
	権利の始期					存続期間	
仮登記の内容							

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4判縦とする。

様式第6号の2

土地の登記記録調査票

調査年月日	年	月	日	調査者		整理番号	
表題部(土地の表示)							
所在							
地番		最終支号		地目		地積	
所有者							
権利部甲区欄(所有権)							
登記名義人	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
	氏名、名称					共有持分	
	住所、所在地						
権利部乙区欄(所有権以外の権利)							
登記名義人	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権利の種類		権利番号		権利の内容		
	権利の始期					存続期間	
	氏名、名称						
	住所、所在地						
	権利の種類		権利番号		権利の内容		
	権利の始期					存続期間	
仮登記の内容							

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4判縦とする。

改正後

様式第7号の2

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部 甲 区 欄 (所有権)					
登記名義人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登記名義人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正前

様式第7号の2

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部 甲 区 欄 (所有権)					
登記名義人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登記名義人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第8号の1

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4判縦とする。

様式第8号の1

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4判縦とする。

様式第8号の2

権利者調査表（建物）

調査年月日		調査者		整理番号	
登記名義人の氏名			生年月日		死亡年月日
登記名義人の住所					
相続関係				相続系統図	別紙
権利者が法人以外	相続人の氏名	生年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
		死亡年月日			
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第8号の2

権利者調査表（建物）

調査年月日		調査者		整理番号	
登記名義人の氏名			生年月日		死亡年月日
登記名義人の住所					
相続関係				相続系統図	別紙
権利者が法人以外	相続人の氏名	生年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
		死亡年月日			
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

改正前

様式第10号の1

年 月 日

事務所長 殿

土地所有者

住 所

氏 名

Ⓜ

関 係 人

住 所

氏 名

Ⓜ

住 所

氏 名

Ⓜ

#

#

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市

町

郡

村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第10号の1

年 月 日

事務所長 殿

土地所有者

住 所

氏 名

Ⓜ

関 係 人

住 所

氏 名

Ⓜ

住 所

氏 名

Ⓜ

#

#

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市

町

郡

村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

改正前

様式第10号の2

年 月 日

事務所長 殿

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
県 郡 区 村

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第10号の2

年 月 日

事務所長 殿

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

住所
氏名 ㊟

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
県 郡 区 村

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第17号の1

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者	
所在地				用途地域	建ぺい率
土地所有者				容積率	その他
建物所有者				家族人員	占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)		・	・	・	・
(2)		・	・	・	・
(3)		・	・	・	・
(4)		・	・	・	・
計		・	・	・	・
敷地面積(A)	・	事業用地率 (B)/(A)	特記事項		
事業用地 面積(B)	・	残地建築 可能面積	・		
残地又は建築 可能面積(C)	・	建築可能 延べ面積	・		
営業の実態					
業種		基 本 額	収益	円	
従業員数			給料	円	
一か月の 売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第17号の1

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者	
所在地				用途地域	建ぺい率
土地所有者				容積率	その他
建物所有者				家族人員	占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)		・	・	・	・
(2)		・	・	・	・
(3)		・	・	・	・
(4)		・	・	・	・
計		・	・	・	・
敷地面積(A)	・	事業用地率 (B)/(A)	特記事項		
事業用地 面積(B)	・	残地建築 可能面積	・		
残地又は建築 可能面積(C)	・	建築可能 延べ面積	・		
営業の実態					
業種		基 本 額	収益	円	
従業員数			給料	円	
一か月の 売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

計 画 概 要 表

改 正 後

所在地	建物所有者	敷地面積等 の 確認	1. 残地実測図 2. 図上求め積 3. その他 〔 〕	特記事項	項
	土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私 4 2 条 2 項 路 路 (第 道 道 路 路 後 退 距 離) m 日 月 号)	敷地面積等 の 確認	用途に係るもの	項
	敷地に接面 する道路	区域・地区			
建築基準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域	敷地面積等 の 確認	用途に係るもの	項
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区 () 無指定 高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種			
	防火指定	防火・準防火・無指定			
	22条・23条 指定地域	防火しなければならぬ範囲			
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	角地適用	有・無 (条件)			
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	絶対高	有・無 () m			
	建築協定	有・無 ()			
	壁面後退	有・無 ()			
	斜線				
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、[且本工業規格 A 列 4 判横](#)とする。

改 正 前

計 画 概 要 表

所在地	建物所有者	敷地面積等 の 確認	1. 残地実測図 2. 図上求め積 3. その他 〔 〕	特記事項	項
	土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私 4 2 条 2 項 路 路 (第 道 道 路 路 後 退 距 離) m 日 月 号)	敷地面積等 の 確認	用途に係るもの	項
	敷地に接面 する道路	区域・地区			
建築基準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域	敷地面積等 の 確認	用途に係るもの	項
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区 () 無指定 高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種			
	防火指定	防火・準防火・無指定			
	22条・23条 指定地域	防火しなければならぬ範囲			
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	角地適用	有・無 (条件)			
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	絶対高	有・無 () m			
	建築協定	有・無 ()			
	壁面後退	有・無 ()			
	斜線				
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、[且本工業規格 A 列 4 判横](#)とする。

計画概要比較表

改正後

項	目	A	B	C	案
敷地面積 m ² (. .)	建ぺい率 (%)	. . %	. . %	. . %	%
	容積率 (%)	. . %	. . %	. . %	%
	建物(計画)延べ面積	. . m ²	. . m ²	. . m ²	m ²
	面積増減率	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)	m ² (. . %)
建築基準法その他法令上の問題点					
平面計画上の メリット及びデメリット		(M)			
メリット = (M) デメリット = (D)		(D)			
総合判断					
判定					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

計画概要比較表

改正前

項	目	A	B	C	案
敷地面積 m ² (. .)	建ぺい率 (%)	. . %	. . %	. . %	%
	容積率 (%)	. . %	. . %	. . %	%
	建物(計画)延べ面積	. . m ²	. . m ²	. . m ²	m ²
	面積増減率	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)	. . m ² (. . %)	m ² (. . %)
建築基準法その他法令上の問題点					
平面計画上の メリット及びデメリット		(M)			
メリット = (M) デメリット = (D)		(D)			
総合判断					
判定					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第18号の1

営業調査総括表(1)

調査番号	調査期間		調査担当者名				
名称	法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎ ()			
営業種目	開業年月日		資本金				
所 属 (組合・団体)名	従業員数		売場面積等				
移転 対象地	営業所名	所在地					
	営業種目	製品の 許認可等	従業員数				
本支店 の関連度 組織図							
所得 申告 額	年別 資料 提出先	年 円	年 円	年 円	主な販売 製造品目 主な 仕入れ先 主な 販売先 (軒) (軒)	売上構成 品 目 構成比(%)	
	税務署						
	税務事務所						
	市町村						
所得 額の 計 算	年 別	年	年	年	摘 要		
	項目	円	円	円			
	総売上高						
	期末棚卸高						
	当期製造原価						
	当期仕入額						
	期首棚卸高						
	売買差益						
営業費							
差引所得額							
売上 高の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月 (又は1日)	平気売上高 (円)				
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (m ²)	当たり売上高 (円)				
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月 (又は1日)	平均客数 (人) 料金等 (円)				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第18号の1

営業調査総括表(1)

調査番号	調査期間		調査担当者名				
名称	法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎ ()			
営業種目	開業年月日		資本金				
所 属 (組合・団体)名	従業員数		売場面積等				
移転 対象地	営業所名	所在地					
	営業種目	製品の 許認可等	従業員数				
本支店 の関連度 組織図							
所得 申告 額	年別 資料 提出先	年 円	年 円	年 円	主な販売 製造品目 主な 仕入れ先 主な 販売先 (軒) (軒)	売上構成 品 目 構成比(%)	
	税務署						
	税務事務所						
	市町村						
所得 額の 計 算	年 別	年	年	年	摘 要		
	項目	円	円	円			
	総売上高						
	期末棚卸高						
	当期製造原価						
	当期仕入額						
	期首棚卸高						
	売買差益						
営業費							
差引所得額							
売上 高の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月 (又は1日)	平気売上高 (円)				
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (m ²)	当たり売上高 (円)				
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月 (又は1日)	平均客数 (人) 料金等 (円)				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第18号の2

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗		代金決済方法	現金		販売先	県内	
		%			%			%	
		外 交	通 信		売 掛	月 賦		地 方	輸 出
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動		売上の多い時期(月~月) 売上の少ない時期(月~月)		
営業費明細				営業用固定経費明細					
一般管理費・販売費等		科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要		
		給料・手当	円		公租公課	円			
		荷造・運賃			基本料金				
		消耗品費			減価償却費				
		水道光熱費			維持管理費				
		宣伝広告費			法定福利費				
		通信・交通費			宣伝広告費				
		接待交際費			諸組合費				
		福利厚生費							
		修繕費							
		公租公課							
		その他			その他				
		計			計				
固定資産				流動資産					
営業用資産		現在価格の総額	売却・取壊し処分・スクラップ価格の総額	現在価格の総額	売却価格の総額				
		円	円	円	円				
主な取引金融総額									
労働協約等の内容		労働協約 あり・なし							
		就業規則 あり・なし							
		雇用契約 あり・なし							
		その他							
立地条件等		立地条件							
		地域的特性							
		その他							
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第18号の2

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗		代金決済方法	現金		販売先	県内	
		%			%			%	
		外 交	通 信		売 掛	月 賦		地 方	輸 出
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動		売上の多い時期(月~月) 売上の少ない時期(月~月)		
営業費明細				営業用固定経費明細					
一般管理費・販売費等		科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要		
		給料・手当	円		公租公課	円			
		荷造・運賃			基本料金				
		消耗品費			減価償却費				
		水道光熱費			維持管理費				
		宣伝広告費			法定福利費				
		通信・交通費			宣伝広告費				
		接待交際費			諸組合費				
		福利厚生費							
		修繕費							
		公租公課							
		その他			その他				
		計			計				
固定資産				流動資産					
営業用資産		現在価格の総額	売却・取壊し処分・スクラップ価格の総額	現在価格の総額	売却価格の総額				
		円	円	円	円				
主な取引金融総額									
労働協約等の内容		労働協約 あり・なし							
		就業規則 あり・なし							
		雇用契約 あり・なし							
		その他							
立地条件等		立地条件							
		地域的特性							
		その他							
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第19号の1

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号
建物所在地	都府県	市区町村	大字 字	番地
建物所有者住所	都府県	市区町村	大字 字	番地
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)
土地の所有者住所・氏名				
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の取得方法	居住年月日 不明の時は推定	年 月 日
建物の居住者				
続柄	氏名	生年月日	勤務先地	職業
世帯主		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
建物に借家・借間人が居住している場合				
貸家の別	貸主	借家の借間人氏名	家賃	貸家の面積
貸間			円	m ²
			円	
戸籍簿等の調査				
使用状況			住居面積	
摘要				
配偶者居住権に関する調査結果				
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期
上記認定理由				
配偶者居住権者の氏名			配偶者居住権者の住所	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第19号

居住者等調査表

調査年月日	年 月 日	調査者	整理番号
居住者等の氏名又は名称		電話番号	
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地		建物番号	室番号
続柄	氏名	生年月日	備考
世帯主			
住居等の面積	使用状況		
貸主の氏名又は名称			
貸主の住所又は主たる事務所の所在地			
賃料(共益費)	権利金・敷金	契約期間	入居期間
		~	~
確認資料		特記すべき契約条件	
【備考】			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第19号の2

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査年月日	整理番号
住所	都府県	市区町村	大字	字番地
氏名 又は名称	電話番号		局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先地
世帯主又は法人を代表する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家賃 (共益費)	月	円	権利金 金 円
借家面積	借間面積	m ²	住居面積	m ²
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約 期間	年	賃貸借契約 書、住民票 等の有無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期間	年	
備	考家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第21号

消費税等調査表

(1/2)

		調査者	印	年月日
都道 府県	郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住所			
	氏名又は 法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フローを添付すること。

様式第21号

消費税等調査表

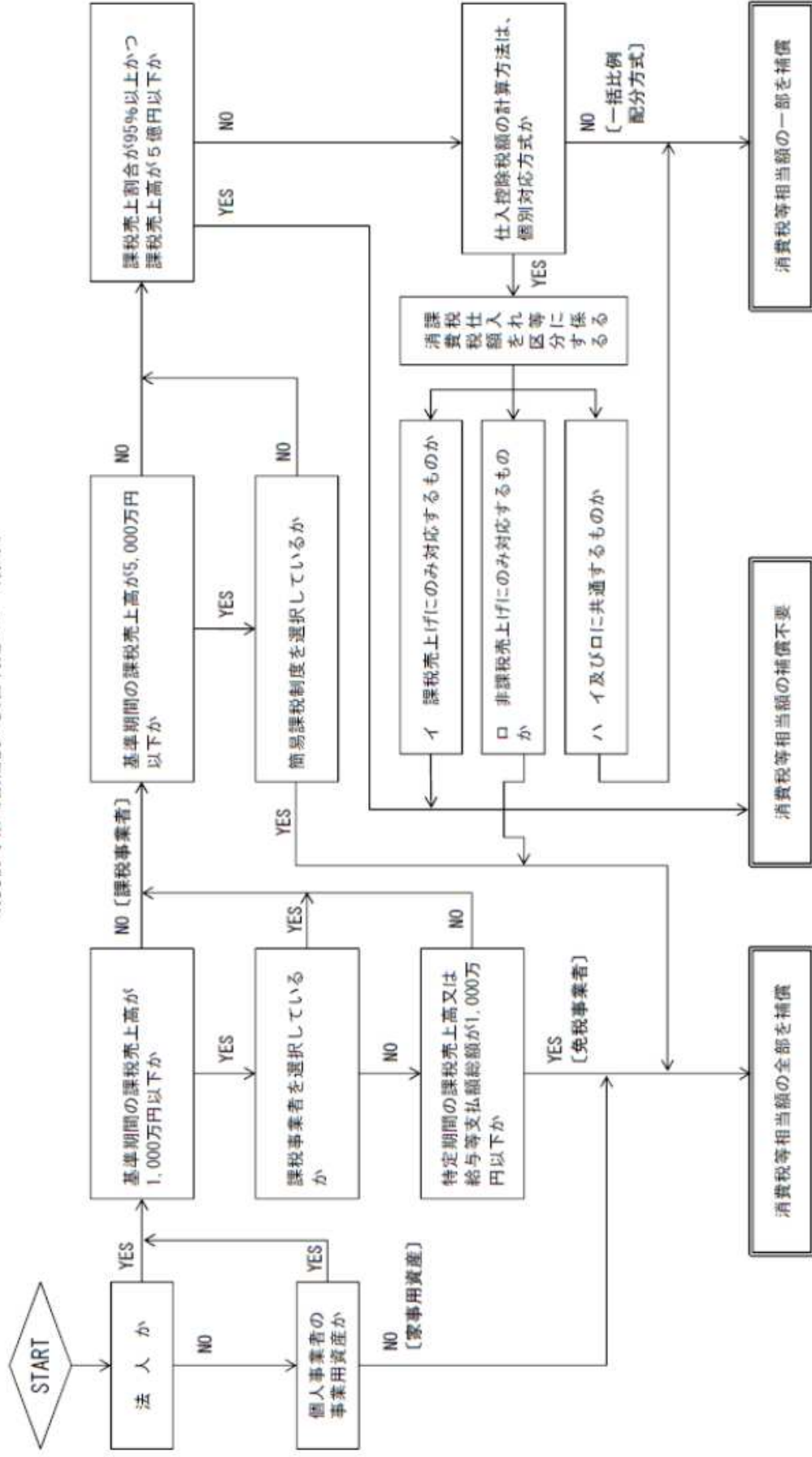
		調査者	印	年月日
都道 府県	郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住所			
	氏名又は 法人・代表者名			
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分		
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。
 2 本調査表には、表-1(又は表-2)及び表-3を添付すること。

(2/2)

資 料	前年（個人）又は全事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無	
	「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税）資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）	
本 則	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円	
	② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円	
	③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む）	_____ 円	
課 税	補償用課税売上割合の算出 ① / (② + ③)	① _____ 円 _____ = _____ % ② _____ 円 + ③ _____ 円	
事 業 者	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）
	補償用課税売上割合の額	補償用課税売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である
関 係	採用方式	前年又は事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
個別対応方式の共用資産	一部補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____	
一括比例配分方式	一部補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____	

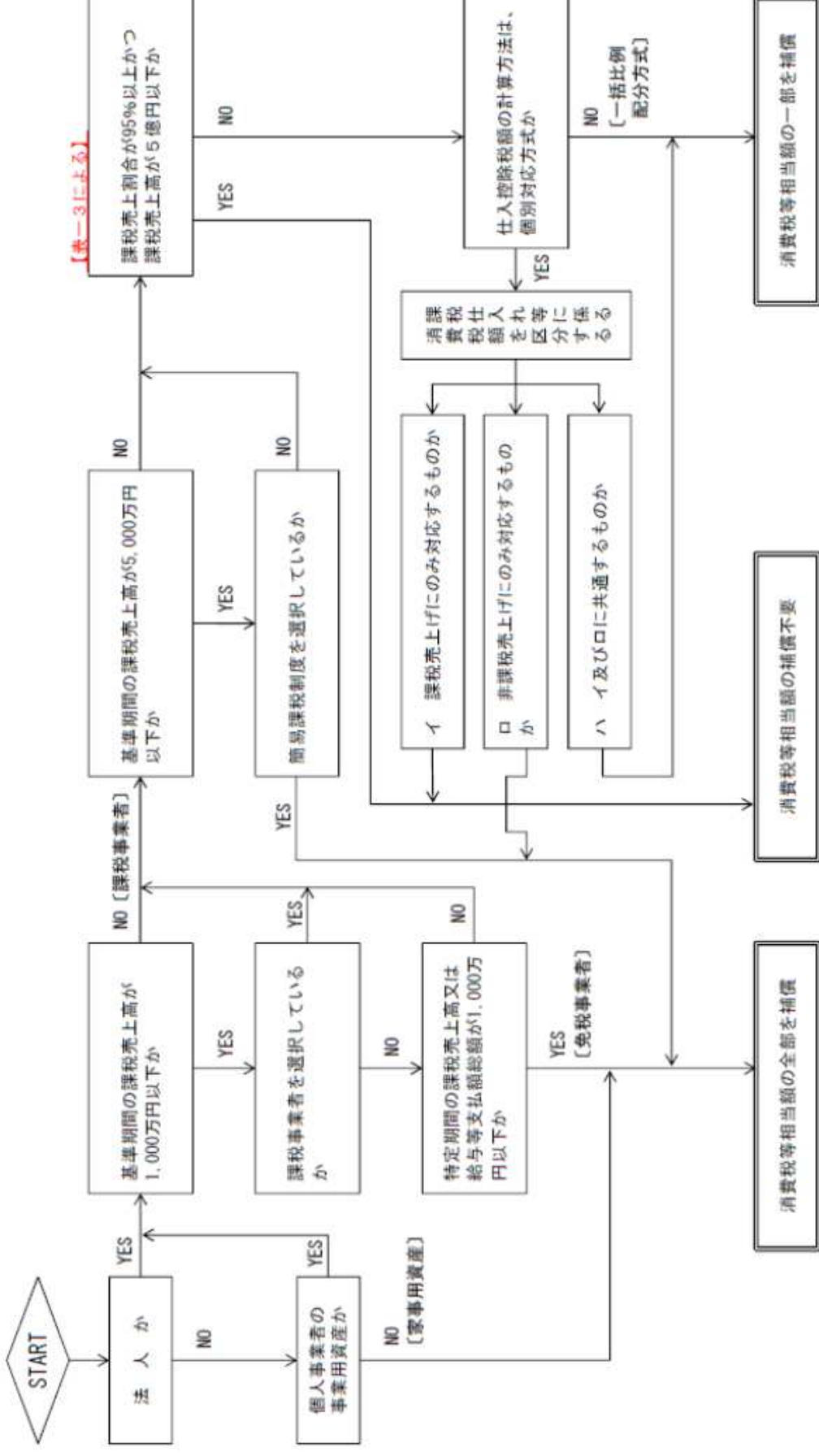
消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

改正後

表一1 消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)

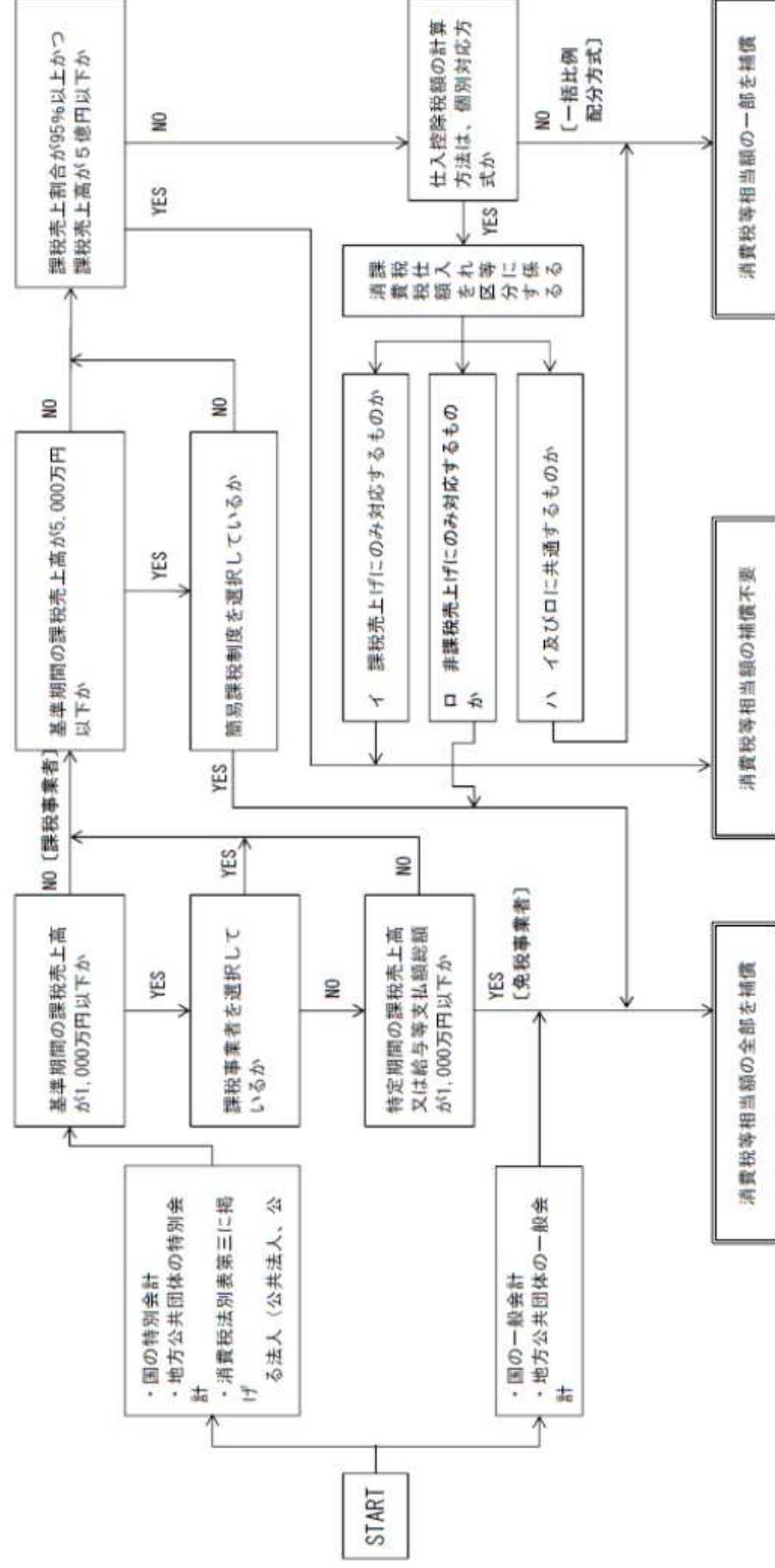


【表一3による】

(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

改正前

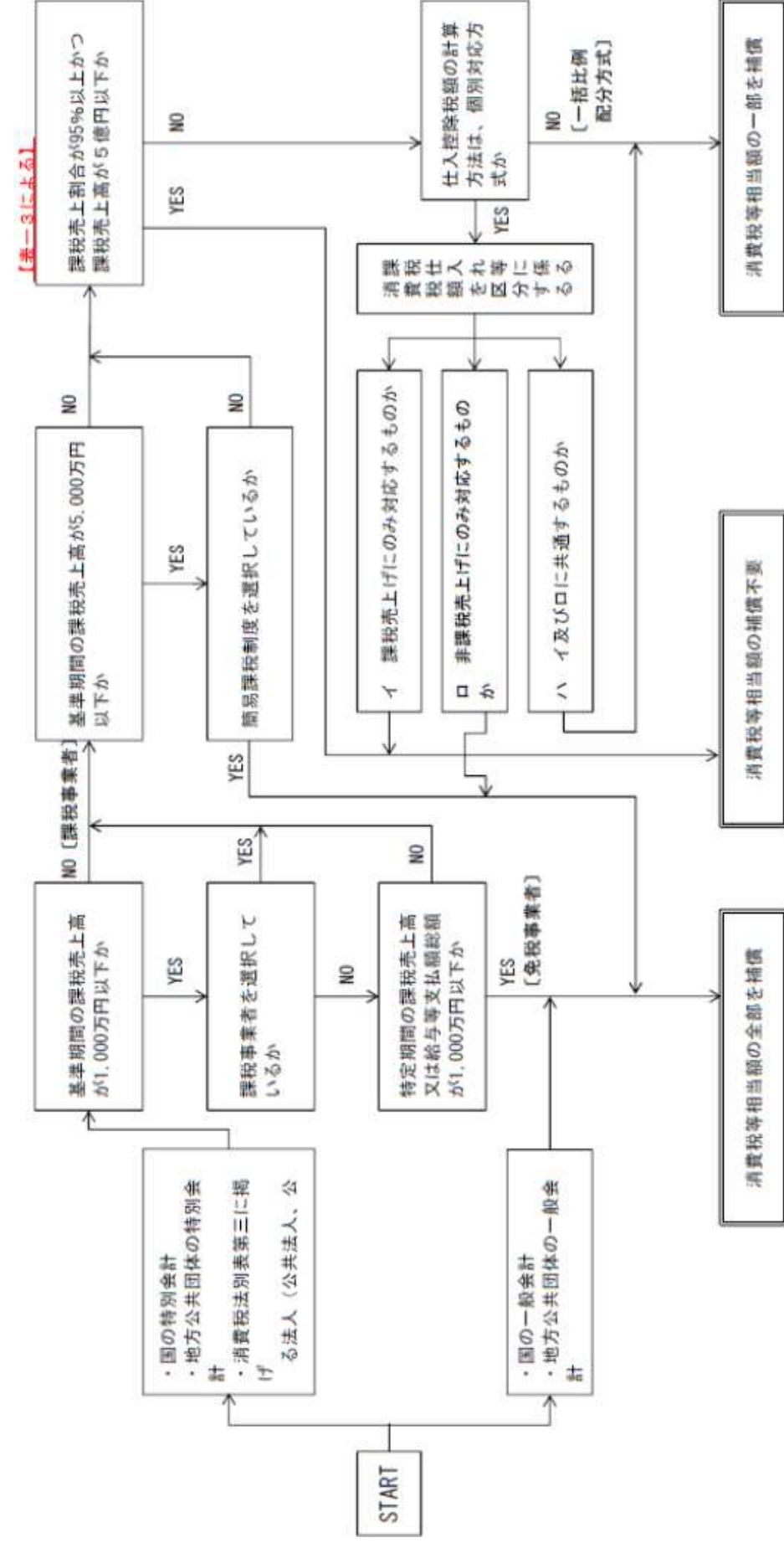
消費税等相当額補償の要否判定フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合には、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 ④ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

改正前

消費税等相当額補償の要否判定フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合には、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 ④ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表-3

資 料	前年（個人）又は全事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無
	「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税）資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
本 則	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円	
	② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円	
	③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円	
課 税	補償用課税売上割合の算出 ① / (② + ③)	① _____ 円 = _____ % ② _____ 円 + ③ _____ 円
事 業 者 関 係	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率 <input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）
	補償用課税売上割合の額	補償用課税売上高の額 <input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である
採 用 方 式	前年又は事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）
個 別 対 応 方 式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にもみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にもみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
個 別 対 応 方 式 の 共 用 資 産	一 部 補 償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____
一 括 比 例 配 分 方 式		消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____

企業概要書

改正後

所在地										
名称及び代表者名										
業種										
製造、加工、販売等品目										
原材料、製品及び商品の種類										
主な仕入先										
販売先										
移転工法検討上留意すべき事項										
敷地面積(A)	m ²	事業用地面積(B)	m ²	容積率	%	(B)/(A)		その他		
						建ぺい率	容積率	容積率	その他	その他
用途地域等の公法上の規制										
特記事項										
組織図		製品等の製造工程流れ図								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とする。

企業概要書

改正前

所在地										
名称及び代表者名										
業種										
製造、加工、販売等品目										
原材料、製品及び商品の種類										
主な仕入先										
販売先										
移転工法検討上留意すべき事項										
敷地面積(A)	m ²	事業用地面積(B)	m ²	容積率	%	(B)/(A)		その他		
						建ぺい率	容積率	容積率	その他	その他
用途地域等の公法上の規制										
特記事項										
組織図		製品等の製造工程流れ図								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とする。

移転工法（計画）案検討概要書

改正後

項目	A	B	C	案
移転計画の概要 （建物、機械設 備等の移転方法 及び移転期間）				
移転計画の特長 （メリット）				
移転計画の 問題点 （デメリット）				
移転費用概算額				
総合判断				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）案検討概要書

改正前

項目	A	B	C	案
移転計画の概要 （建物、機械設 備等の移転方法 及び移転期間）				
移転計画の特長 （メリット）				
移転計画の 問題点 （デメリット）				
移転費用概算額				
総合判断				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額、その他）			
敷地内の動線（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況			
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

改正後

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額、その他）			
敷地内の動線（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況			
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

改正前

改正後

改正前

(削除)

様式第24号

用地調査等業日報

期 日	年 月 日				
履 行 機 関	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
業 務 の 名 称					
調 査 等 の 箇 所					
業務及びその内容					
その他必要事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	
印	印	印	印	印	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

移転工法別経済比較表

項目 工法	建物	建物	工 作 物	通	損	営	業	計
構外再築								
構内再築								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とする。

改正後

移転工法別経済比較表

項目 工法	建 物	建 物	工 作 物	通	損	営	業	計
構外再築								
構内再築								

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4横型とする。

改正前

改正後

改正前

様式第35号

様式第35号

年 月 日

年 月 日

殿

殿

受注者住所
氏名

受注者住所
氏名

㊟

㊟

担当技術者通知書

担当技術者通知書

業務の名称

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備考

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

改正後

様式第36号

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日			
業務の名称			
指 示 事 項	添付図面	葉	
		総括監督員	印
		主任監督員	印
	監督員	印	
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました		主任担当者	印
年 月 日		担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4縦型とする。

改正前

様式第36号

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日			
業務の名称			
指 示 事 項	添付図面	葉	
		総括監督員	印
		主任監督員	印
	監督員	印	
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました		主任担当者	印
年 月 日		担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦型とする。

改正後

様式第37号

用地調査等業務の施行に関する承諾書

年 月 日

業務の名称

添付図面 葉

承
諾
事
項

主任担当者 印

担当技術者 印

上記事項について承諾願います

上記事項を承諾します。

年 月 日

総括監督員 印

主任監督員 印

監督員 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

改正前

様式第37号

用地調査等業務の施行に関する承諾書

年 月 日

業務の名称

添付図面 葉

承
諾
事
項

主任担当者 印

担当技術者 印

上記事項について承諾願います

上記事項を承諾します。

年 月 日

総括監督員 印

主任監督員 印

監督員 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

改正後

様式第38号

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業務の名称				
協議事項				
摘要				
上記事項について協議します。 年 月 日	総括監督員	印	主任担当者	印
	主任監督員	印	担当技術者	印
	監督員	印		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4縦型とする。

改正前

様式第38号

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業務の名称				
協議事項				
摘要				
上記事項について協議します。 年 月 日	総括監督員	印	主任担当者	印
	主任監督員	印	担当技術者	印
	監督員	印		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦型とする。